「「中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部改正案」についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年３月31日
水産庁

中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部改正案について、令和８年１月19日から令和８年２月19日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続きを実施いたしました。

その結果、募集期間において、告示案について意見の提出はありませんでした。

なお、本件については、別紙のとおり改正することといたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。